

ハローワーク 京都だより

平成27年

1月

No.186 (通巻220号)
昭和51年6月創刊

労働市場ニュース



も
く
じ

新年のご挨拶	1
大学生等の採用・就職活動時期変更のお知らせ	2
平成27年3月新規学校卒業予定者の就職内定状況	3
京都府北部地域において、若者応援宣言企業を対象とした就職面接会を開催します	4
さらなる正社員転換等の促進を目指して	5
より良い人材確保のために正社員の雇用を考えてみませんか?	6
平成26年障害者の雇用状況について	7
平成26年度第2回障害者就職面接会のご案内	8
平成26年高齢者の雇用状況について	9
高齢者雇用確保措置、高齢者雇用安定助成金について説明に伺います	10
派遣労働者セミナーを開催します	11
「ジョブ・カード制度」のご案内	12
京都府の最低賃金一覧表	13
アビリンピック京都大会(障害者技能競技大会)のご案内	14
京都府の雇用失業情勢	15



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

京都労働局 HP <http://kyoto-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>



新年のご挨拶

京都労働局長 森川 善樹

新年 明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、健やかに平成27年の新春を迎えられたこととお慶び申し上げます。

本年も引き続き、労働行政の運営に格別のご理解とご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、京都府内の雇用失業情勢は、有効求人倍率が平成26年4月以降連続で1倍超となるなど、一部に厳しさがみられるものの改善が進んでいるところです。

こうした雇用情勢の改善や労働需要の高まりを受け、これまでから人手不足が見受けられる建設や介護・看護などの分野においては、一層の人手不足が懸念される状況となっています。

そうした分野の企業や非正規労働者を多数雇用する企業等に対し、有期雇用から無期雇用に、また、限定正社員を含む多様な正社員への転換など、雇用管理の改善を促すことが、喫緊の課題となっております。

こうした取組を推進するため、正規労働者に転換するためのキャリアアップに取り組む事業主を支援する「キャリアアップ助成金」を整備しておりますので、ぜひご活用いただきたいと存じます。

また、企業における高年齢者や女性の活躍を促進することも重要な課題となっています。

希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入や、育児と仕事との両立支援、女性の職域拡大など、ポジティブ・アクションへの積極的な取組についてもお願い申し上げます。

当局といたしましては、長時間労働の抑制や労働災害のない職場づくりなど、京都における「働く人々の安心・安全・安定」の実現に向けた施策の効果的な展開を図り、国民の期待に応えられる総合的な労働行政を推進するとともに、引き続き行政の効率的・効果的な運営を図ってまいりたいと考えております。

結びに、皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

事業主の皆さまへ

～学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境を整えるための
就職・採用活動時期の変更に係るお願い～

☆ 大学生等の採用・就職活動時期変更の円滑な実施について御協力をお願いいたします。

現行

変更後

広報活動

卒業年度に入る前の
12月1日以降



卒業年度に入る直前の
3月1日以降

※広報活動：採用活動を目的とした業界情報・企業情報の発信を行う活動をいいます。

※キャリア教育の一環として実施される採用選考活動とは一切関係のない大学が主催する学内セミナーへは、広報活動開始前においても積極的に参加してください。但し、学生の個人情報は一切取得できません。

採用選考活動

卒業年度の
4月1日以降



卒業年度の
8月1日以降

※採用選考活動：採用のための実質的な選考を行う活動。面接及び試験等採用のために参加が必須となる活動をいいます。

☆ 高校生の採用選考活動時期の変更はありません。

大学生等の採用・就職活動時期の変更により、採用計画、求人の提出及び選考時期が影響されることのないようお願いいたします。

ハローワークへの求人の申込み

6月20日～

学校への求人票の提出

7月 1日～

企業への応募

9月 5日～

選考開始

9月16日～

京都新卒者等就職・採用応援本部

京都労働局・京都府・京都市・京都府教育委員会・京都市教育委員会
日本労働組合総連合会京都府連合会・京都経営者協会・京都府中小企業団体中央会
京都府立大学・立命館大学・近畿経済産業局・京都新卒応援ハローワーク

平成27年3月新規学校卒業予定者の 就職内定状況

高校・大学(短期大学を含む)とも就職内定率は昨年度を上回っておりますが、
現在も多くの生徒・学生が就職活動を行っています。

【高校】

(11月30日現在)

	求人数 (人)	求職者数 (人)	就職内定者数 (人)	求人倍率 (倍)	就職内定率 (%)
平成27年3月卒	4,161	1,849	1,408	2.25	76.1
平成26年3月卒	3,234	1,758	1,258	1.84	71.6
平成25年3月卒	2,780	1,823	1,304	1.52	71.5
平成24年3月卒	2,809	1,803	1,316	1.56	73.0

※対象は、学校や公共職業安定所からの職業紹介を希望した生徒です。

※115校からの報告により集計

【大学・短期大学】

(12月1日現在)

	就職希望者数 (人)	就職内定者数 (人)	就職内定率 (%)
平成27年3月卒	26,506	18,756	70.8
平成26年3月卒	25,958	17,470	67.3
平成25年3月卒	26,491	16,239	61.3
平成24年3月卒	27,248	15,477	56.8

※38校からの報告により集計

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎ 075-241-3268

若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま

『若者応援企業宣言』をしませんか？

「若者応援企業宣言」事業とは…

一定の労務管理体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

一定の労務管理体制

積極的に若者(35歳未満)を採用・育成

詳細な企業情報・採用情報を公開

若者応援
企業宣言

ハローワークが
積極的に
御社をPR!!

「若者応援企業宣言」をすると、どんなメリットがあるの？

1	若者の職場定着が期待できます	ハローワークに提出される通常の求人情報に比べて、より詳細な企業情報・採用情報を公表できますので、御社の職場環境・雰囲気・業務内容がイメージしやすくなり、より適した人材の応募が見込まれ、採用後の職場定着が期待できます。
2	御社の魅力をアピールできます	都道府県労働局のホームページで、就職関連情報も含めたPRシートを公表しますので、御社の魅力を広くアピールできます。
3	就職面接会などへの参加機会が増えます	就職面接会などの開催について積極にご案内しますので、若年求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。
4	「若者応援企業」を名乗ることができます	「若者応援企業」の名称を使用し、若者の育成・採用に積極的であることを対外的にアピールすることができます。（※1）

(※1) ただし、使用期間は求人の提出日から原則、その事業年度末までです。継続して「若者応援企業」の名称を使用する場合は、改めて求人を提出し、宣言基準の確認を受けてください。

お問い合わせ先：最寄りのハローワークへ

京都府北部地域において、 若者応援宣言企業を対象とした就職面接会を開催します

ハローワーク福知山・ハローワーク綾部・ハローワーク舞鶴・ハローワーク峰山・ハローワーク宮津管内において若者応援企業宣言をいただいた企業様限定の就職面接会を3月5日(木)福知山市内で開催します。

お申込み・お問い合わせは、企業様の管内ハローワークへお願いします。

- ハローワーク福知山 ☎0773-23-8609
- ハローワーク綾部 ☎0773-42-8609
- ハローワーク舞鶴 ☎0773-75-8609
- ハローワーク峰山 ☎0772-62-8609
- ハローワーク宮津 ☎0772-22-8609

事業主の皆さまへ

さらなる正社員転換等の 促進を目指して

—3月末まで「雇用管理改善・正社員転換促進等キャンペーン」を実施—

8月、9月を「雇用管理改善・正社員転換促進等キャンペーン」期間として、要請を行ってきたところです。

その結果、改正労働契約法の施行から1年以上が経過しましたが、無期雇用化に対する対応が、なかなか進んでいないことと、キャリアアップ助成金の周知不足等の課題が明らかになったところです。

このため、キャンペーンを3月末まで再度、実施し、事業所訪問による雇用管理改善、正社員転換促進等の啓発活動を引続き実施します。

以下の項目について見直すことのできるものではありませんか？
(雇用管理改善チェック項目)

項目	見直しの観点
①評価・処遇制度	・能力・プロセス・成果に対する納得性のある評価がされているか ・労働に見合った処遇となっているか ・希望に応じた配置となっているか
②人材育成制度	・労働能力の向上を図ることができるか ・自己啓発が支援されているか
③業務管理・組織管理	・何でも言える風土、改善改革の風土があるか ・経営情報に関与、会社のビジョン共有ができているか ・責任ある仕事を任せ裁量性が高いか
④人間関係管理	・上司、同僚との適切な人間関係、円滑なコミュニケーションができているか ・上司が気軽に話せる体制になっているか
⑤福利厚生	・仕事以外で恩恵を受けられることがあるか ・利用できる福利厚生施設等があるか
⑥労働条件	・過重労働がないか(労働時間が適度であるか) ・休暇は取りやすいか・労働に見合った賃金となっているか ・非正規雇用社員の正規雇用化をすすめているか
⑦労働環境	・身体・精神の健康を守れるか ・メンター制度を導入しているか
⑧仕事と家庭の両立	・仕事と家庭を両立させやすい職場環境か ・柔軟な勤務時間体制がとれるか ・育児中の短時間勤務や復帰支援などがあるか

より良い人材確保のために 正社員の雇用を考えてみませんか？

正社員で就職したくても、できない方々がたくさんいます！

京都府内の

有効求人倍率は1.08倍まで改善！（平成26年11月分）

有効求職者数 47,263人

有効求人数 51,068人

しかし、京都府内の

正社員募集求人 の有効求人倍率は0.76倍

（平成26年11月現在）

有効求職者数 29,598人

有効求人数 22,628人

求める人材を確保するためには、求職者にとって
一層魅力を感じることができる求人にしていくことが必要です
正社員求人の申込みをご検討ください！

正社員雇用のメリットとは？

- ◎ 長期にわたる安定した雇用の下で、人材が、有する能力を十分に発揮することが期待できます。
- ◎ 採用後、長期的視点に立って、人材の指導・育成を計画的に実施できます。

お問い合わせ先：京都労働局職業安定課 ☎ 075-241-3268 又は 各ハローワークへ



厚生労働省
京都労働局・ハローワーク

平成 26 年 京都府内の障害者雇用状況について

京都労働局では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、身体障害者、知的障害者の雇用義務がある事業主等から、平成 26 年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況報告を求め、これを取りまとめました。

その概要は以下のとおりです。

1 民間企業の障害者の雇用状況

障害者雇用率は 1.95%

法定雇用率 2.0%が適用される常用労働者数 50 人以上規模の報告企業数は、1,630 社（前年 1,588 社）となった。

実雇用率は、1.95%（前年 1.93%）で前年より 0.02 ポイント上昇した。

法定雇用率達成企業の割合は 47.4%（前年 46.9%）で、0.5 ポイント上昇した。また、法定雇用率を達成している企業数は 773 社（前年 745 社）となった。

雇用されている障害者数は、7,442 人（前年 7,209.5 人）で過去最高を更新。内訳は、身体障害者が 5,516 人（前年 5,343.5 人）、知的障害者が 1,554.5 人（前年 1,535.5 人）、精神障害者が 371.5 人（前年 330.5 人）となっている。

2 地方公共団体の障害者雇用状況

京都府の機関（京都府教育委員会を除く）は法定雇用率を達成

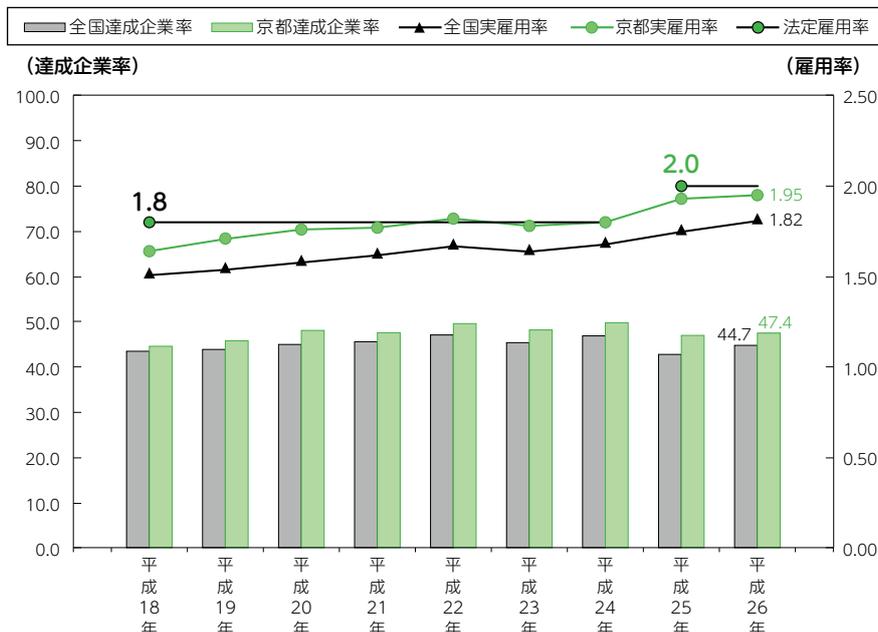
法定雇用率 2.3%が適用される京都府の機関（京都府教育委員会を除く。）の実雇用率は 2.70%（前年 2.68%）となった。

法定雇用率 2.2%が適用される京都府教育委員会の実雇用率は 2.08%となった。

市町村等の実雇用率は 2.26%

市町村等の機関の実雇用率は 2.26%（前年 2.27%）となった。

一般の民間企業における障害者実雇用率及び雇用率達成企業割合



平成 26 年度第 2 回障害者就職面接会



国立京都国際会館

主 催 京都労働局・ハローワーク・京都障害者職業相談室
京都府・京都障害者職業センター

日 時 平成 27 年 2 月 12 日 (木)

応募者受付開始	11 : 00 ~
企業受付開始	11 : 30 ~
面接開始	12 : 00 ~
面接受付終了	15 : 00
面接会終了	17 : 00

※事業所の面接受付状況により、随時、受付を終了する場合があります。

開催規模 求人企業 約 60 社 参加求職者 400 名程度

会 場 国立京都国際会館「イベントホール」

京都市左京区宝ヶ池

- 地下鉄烏丸線「国際会館」駅から徒歩約 5 分
地下鉄烏丸線「国際会館」駅の改札から地下通路を通り
出入口 4 - 2 をご利用ください。

お問い合わせ先

ハローワーク西陣	TEL 075-451-8609
園部出張所	TEL 0771-62-0246
ハローワーク京都七条	TEL 075-341-8609
京都障害者職業相談室	TEL 075-341-2626
ハローワーク伏見	TEL 075-602-8609
ハローワーク宇治	TEL 0774-20-8609
ハローワーク田辺	TEL 0774-65-8609
木津出張所	TEL 0774-73-8609

平成26年 京都府内の高年齢者の雇用状況について

京都労働局では、高年齢者の雇用状況について「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、平成26年6月1日現在の報告を求め、常用労働者数31人以上規模の企業2,764社の状況を集計しました。その概要は以下のとおりです。

1 「高年齢者雇用確保措置」の実施状況

高年齢者を65歳以上まで雇用するための雇用確保措置を実施している企業の割合は、97.1%（2,685社）となっています。平成25年4月に施行の改正法の影響により、25年は24年に比べ5.4ポイントの減少となりましたが、その後法改正への対応が進み、実施企業の割合は24年を上回りました。なお、全国の実施企業の割合は98.1%となっています。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で99.6%、51～300人規模の企業で97.4%、31～50人規模の企業で96.0%となっています。

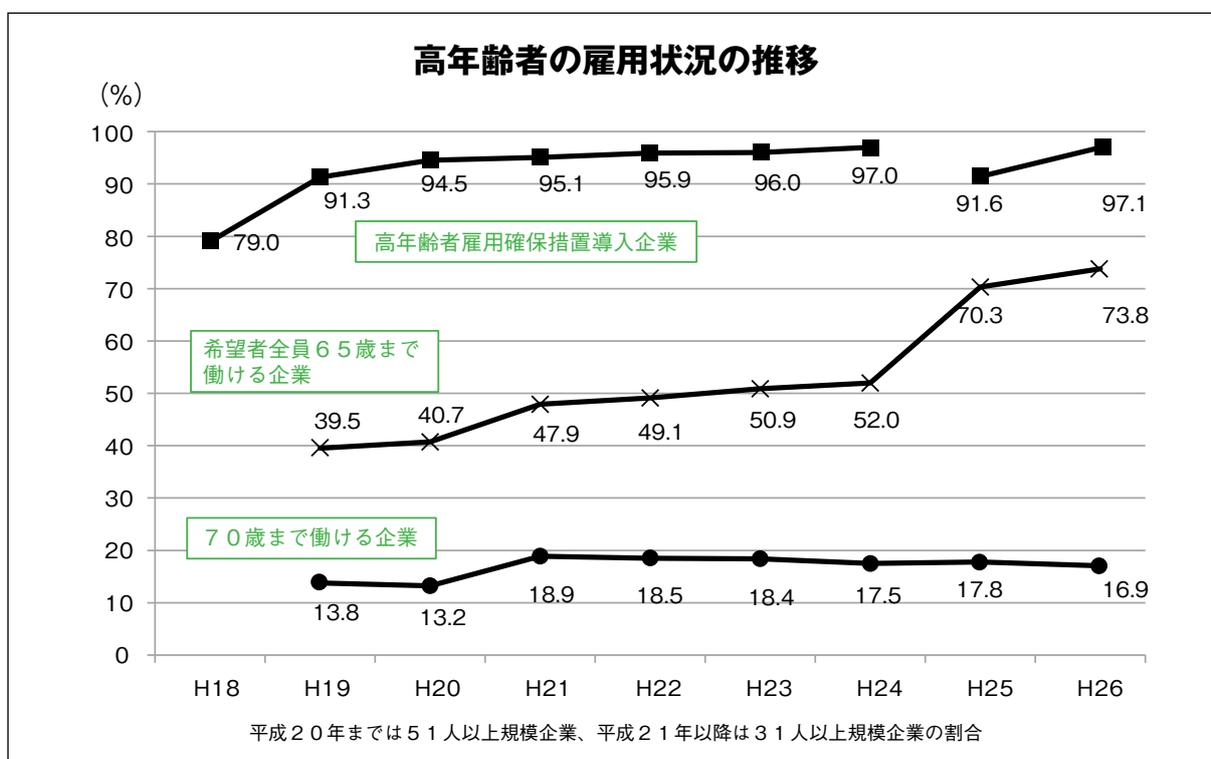
2 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は、73.8%（2,041社）で、全国平均を上回っています。

企業の規模別にみると、301人以上規模の企業で59.1%、51～300人規模の企業で71.6%、31～50人規模の企業で81.6%となっています。

3 「70歳以上まで働ける企業」の割合

70歳以上まで働ける企業の割合は、16.9%（467社）となっています。



お問い合わせ先：京都労働局職業対策課 ☎ 075-275-5424

高年齢者雇用確保措置※ について 高年齢者雇用安定助成金について 説明に伺います

- ❖ 貴社（グループ）・貴団体に5社以上集めていただければ、説明にお伺いします。

※高齢法で導入が義務付けられている、原則希望者全員を65歳まで雇用する制度

- ❖ 内容は
高年齢者雇用確保措置について（労働局）
高年齢者雇用安定助成金について
（京都高齢・障害者雇用支援センター）

- ❖ 2月末までの平日、9時～17時の間でご相談ください。

- ❖ 従業員30人以下の企業が対象です。

- ❖ 申込み、ご相談は
電話075-275-5424
職業対策課 藤川まで

説明会
出前します。



派遣労働者セミナーを開催します

労働者派遣で働いている方、労働者派遣で働こうと考えている方を対象に、派遣労働に当たっての知識・仕組み（労働者派遣制度、労働基準法令、労働・社会保険の適用等）、求人票の見方などに関するセミナーを開催します。

- ◆ **日時等**
 - 第5回** 平成27年 1月 20日（火） 午後2時～ 3時 舞鶴公共職業安定所
 - 第6回** 平成27年 1月 24日（土） 午前11時～12時 烏丸御池プラザ
 - 第7回** 平成27年 1月 24日（土） 午後2時～ 3時 烏丸御池プラザ
 - 第8回** 平成27年 2月 2日（月） 午後2時～ 3時 京都労働局

- ◆ **場 所**
 - 第5回は、舞鶴公共職業安定所 2階会議室**
舞鶴市字西小字西町107-4
 - 第6回・第7回は、烏丸御池プラザ セミナー室**
京都市中京区烏丸御池上ル二条殿町552 明治安田生命京都ビル 1階
（京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口）
 - 第8回は、京都労働局 6階「会議室 1」**
京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
（京都市営地下鉄烏丸線「烏丸御池」下車 2番出口徒歩3分）

- ◆ **内 容**
 - ① 労働者派遣制度について
 - ② 派遣労働者として働くときに気をつけること
 - ③ 質疑・相談

- ◆ **対象者** 京都府内にお住まいの方で、
 - ① 労働者派遣で働いている方
 - ② 労働者派遣で働こうと考えている方
 - ③ 労働者派遣制度等について知りたい方

- ◆ **申込み** ご希望の方は開催日の1週間前までに、お電話にて下記まで申込みください。
各回の定員は24名です。（先着順）
受講料は無料です。

お問い合わせ・申込み先：京都労働局需給調整事業課 ☎ 075-241-3225

経営者の皆様へ

中小企業の強い味方

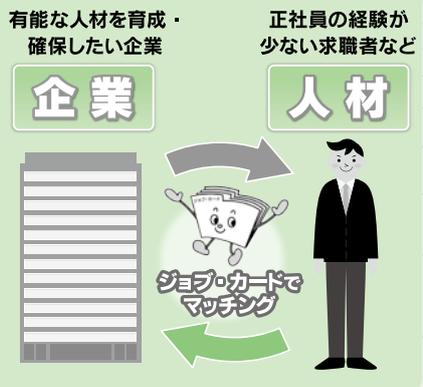
ジョブ・カード制度



自社のニーズに合った人材を育成・確保できます！

ジョブ・カード

求職者の職業能力を証明する4種類のシート(①履歴シート、②職務経歴シート、③キャリアシート、④評価シート)です。履歴書などにはない求職者に関する詳細な情報が記載されているので、短時間の採用面接では分からない求職者の職業能力やレベルなどを客観的に評価できます。



経験が少なくても正社員への道が広がります。



ジョブ・カード制度

ジョブ・カードを活用した職業訓練を通じ、有能な人材を育成・確保したい企業と正社員の経験が少ない求職者や新規卒者とのマッチングを促進する国の制度です。職業訓練を実施する企業では、訓練生の適性や能力などを判断したうえ、正社員として継続雇用できます。また、一定の要件を満たす場合は、国からの助成金や奨励金を受けられます。全国105カ所の商工会議所では、国からの委託により、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援しています。

中小企業での活用が9割弱を占めています！

全国各地の地域ジョブ・カード(サポート)センターでは、ジョブ・カードを活用した職業訓練を実施する企業を支援しています。

お問い合わせ先：地域ジョブ・カード(サポート)センターへ

ジョブ・カードセンター

検索

日本商工会議所 中央ジョブ・カードセンター
各地商工会議所 地域ジョブ・カード(サポート)センター

詳細はwebで <http://www.jc-center.jp> 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>
[企業での活用事例などを掲載しています。] [ジョブ・カードは、このページからダウンロードできます。]



京都府の最低賃金一覧表



最低賃金制度の
マスコット
チェックマン

京都府最低賃金	時間額 (発効日)	必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も。 ※京都府最低賃金は、京都府内の事業場で働くすべての労働者（パートタイマー、アルバイト等を含む）と労働者を一人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
	789円 (平成26年10月22日発効)	

次の特定（産業別）最低賃金は、当該産業（日本標準産業分類による）の「基幹的労働者」に適用されます。

特定（産業別）最低賃金の件名	産業分類	時間額 (発効日)	適用除外の労働者（京都府最低賃金が適用されず。）
金属製品製造業 金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）	E240 E245 (E2453を除く) E248 L7282（一部）	854円 (平成26年12月19日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
はん用・生産用・業務用機械器具製造業 ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（建設用クレーン製造業に限る）	E250 E252 E253 E2596 E260 E2621（一部） E263 E264 E265 E266 E267 E2693 E2699 E270 E271 E272 L7282（一部）	822円 (平成20年12月21日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
電気機械器具製造業 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E28 E29 E30 L7282（一部）	853円 (平成26年12月19日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
輸送用機械器具製造業 輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業 ※輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く 建設機械・鉱山機械製造業は建設用ショベルトラック製造業に限る	E310 E311 E312 E313 E314 E315 E319 (E3191を除く) E2621（一部） L7282（一部）	860円 (平成26年12月19日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・部分品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ又はバリ取りの業務 ・手作業による検数、選別、包装、材料若しくは部品の取りそろえ又は洗浄の業務 ・塗装若しくはメッキにおけるマスキング又は防さび処理の業務 ・手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う簡易なさび止め、さび落とし又は塗装の業務 ・書類等の事業場内集配又は複写の業務
各種商品小売業 ※衣食住にわたる商品を一括して一事業場で小売りする事業所	I56 L7282（一部）	803円 (平成26年12月19日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ・清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者
自動車（新車）小売業 ※自動車（新車）小売業のうち、自動車メーカー（販売子会社及び日本人を含む）と新車販売契約を結んでいるディーラー	I590 I5911（一部） L7282（一部）	790円 (平成26年12月28日発効)	・18歳未満又は65歳以上の者 ・雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。 ただし、自動車整備の業務に主として従事する者については、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 下記業務に主として従事する者 ・清掃、片付け又は賄いの業務 ・洗車、ワックスかけ又は駐車場内整理の業務 ・受付補助又は書類等の事業場内集配、複写若しくは転記の業務
印刷業	E150 E151 L7282（一部）	789円	京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額789円が適用されます。
自動車小売業 ※中古車、自動車部分品・附属品小売業を含む	I590 I591 (I5911,I5914を除く) L7282（一部）	時間額については、京都府最低賃金を下回っていることから、京都府最低賃金時間額789円が適用されます。 ただし、日給制の労働者については、自動車小売業最低賃金の日額5,926円の適用もあります。	

- 発効日当日の賃金から、上記の最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- 支払賃金を最低賃金と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜手当、賞与等は除外します。

スマホ、携帯でも最低賃金を
チェックできます！



お問い合わせ先：京都労働局賃金室 ☎ 075-241-3215 FAX075-241-3222 又は 最寄りの労働基準監督署へ

働いている障害のある方の高い技能や支援学校等の生徒の訓練成果を是非ご覧ください。
入場無料。見学お待ちしております！



第12回アビリンピック 京都大会(障害者技能競技大会)

平成27年2月7日(土) 9時30分～15時45分

場所: 京都府立京都高等技術専門学校、京都府立京都障害者高等技術専門学校
(市営地下鉄「くいな橋」駅 下車外 京都市伏見区竹田流池町121-3)



日程

開会式 9時30分～10時00分
各競技 10時30分～14時00分 ※
閉会式 14時45分～15時45分

※各競技時間

- | | |
|------------|---------------|
| ①DTP | 10時30分～13時00分 |
| ②ワードプロセッサ | 10時10分～12時00分 |
| ③データベース | 10時20分～12時15分 |
| ④ホームページ作成 | 10時30分～13時00分 |
| ⑤ビルクリーニング | 10時30分～13時30分 |
| ⑥喫茶サービス | 10時00分～13時40分 |
| ⑦パソコンデータ入力 | 10時30分～12時00分 |
| ⑧縫製 | 10時30分～14時00分 |
| ⑨紙箱組立(貼り箱) | 10時25分～13時10分 |
| ⑩販売実務 | 10時20分～12時20分 |
| ⑪パソコン操作 | 10時30分～12時30分 |

●会場までのアクセス

京都市営地下鉄「くいな橋」下車1番出口正面
近鉄京都線「上鳥羽口」下車徒歩7分
京阪「深草」下車徒歩15分



アビリンピックとは・・・

「アビリンピック」(ABILYMPICS)は、「アビリティ」(ABILITY・能力)と「オリンピック」(OLYMPICS)を合わせたものです。

障害のある方が、技能労働者として社会に参加する自信と誇りを持つことができるよう、職業能力を高めていただくとともに、多くの府民や事業主の皆さまに障害者の技能に対する理解と認識を高めていただき、障害者の雇用促進と職業安定を図ることを目的とし本大会を開催します。

ほっとはあと製品販売、ワークショップ

障害のある方が作られた製品(ほっとはあと製品)の販売やワークショップを開催します。多くの皆さまのご来場をお待ちしております。

企業様向け 障害者雇用セミナー

同時開催

障害者雇用を検討されている企業の皆さまを対象とするセミナーを開催します。

日時: 2月7日(土) 10時～12時15分

場所: 京都府立京都高等技術専門学校 2階会議室

定員: 30名

内容: ①障害者雇用についての講演

(株)ロマンライフ様・(株)コスモネット様

②アビリンピック見学・体験

主催: 京都市就労移行支援事業等ネットワーク形成促進事業事務局
(京都市の委託事業)

共催: 京都府、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都障害者職業センター

後援: 京都労働局

申込・お問合せ: (社福)京都ライトハウスFSトモニ

TEL075-462-4467(担当: 高橋・小谷)

主催: (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 京都障害者職業センター、京都府
後援: 京都労働局・ハローワーク(公共職業安定所)、京都市、京都府教育委員会、京都市教育委員会、
京都府高齢・障害者雇用支援協会、公益社団法人京都ビルメンテナンス協会
詳細はこちらをご覧ください。⇒ http://www.jeed.or.jp/location/ks/kyoto/26_kyoto.html

お問い合わせ先: 京都高齢・障害者雇用支援センター ☎ 075-254-7166

京都府の雇用失業情勢

～有効求人倍率が1.08倍で平成3年5月以来23年6か月ぶり～

● 平成 26 年 11 月 内容 ●

平成 26 年 12 月 26 日

京都労働局職業安定部

【雇用失業情勢の総括】

雇用保険被保険者数は、前年同月比0.9%増と堅調に増加しているが、一部の地域で減少が続いている。

有効求職者数、雇用保険受給者数は、減少が続いている。

平成26年11月の有効求人倍率(季節調整値)は、1.08倍で前月より0.05ポイント上昇した。

以上のことから、**京都府内における雇用情勢は、一部に厳しさが見られるものの、改善が進んでいると判断している。**

【求人・求職の動向】

(1) 有効求人数(季節調整値)は、51,068人と前月に比べ4.1%増加した一方で、有効求職者数(同)は、47,263人と前月に比べ0.5%減少した。

(2) 有効求職者数(原数値)は、44,739人で前年同月比7.5%減少した。

新規求職者数(原数値)は、8,395人で前年同月比11.9%減少した。内訳は、一般が5,688人で同12.7%減、パートは2,707人で同10.2%減となった。新規常用求職者(パートを除く。)の構成比をみると、在職者28.9%、離職者61.6%(うち事業主都合17.6%)、無業者9.5%である。なお、新規常用求職者の事業主都合による離職者数は、前年同月比11.7%減少している。

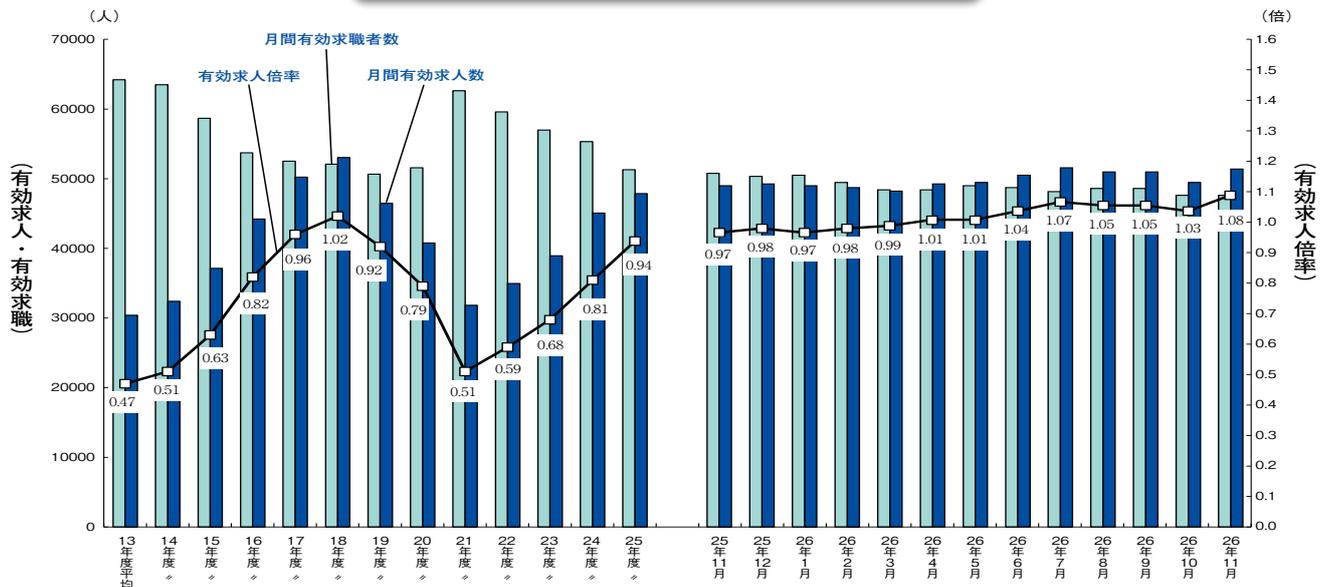
(3) 有効求人数(原数値)は、51,803人で前年同月比3.1%増加した。

新規求人数(原数値)は、17,507人で前年同月比0.2%減少した。内訳は、一般が9,439人で同5.2%減少、パートは8,068人で同6.4%増加した。

新規求人数を主要産業別にみると、前年同月比で増加した産業は、製造業(4.2%増)、卸売業、小売業(3.5%増)、医療、福祉(14.3%増)、サービス業(8.6%増)であった。一方、減少した産業は、建設業(6.8%減)、情報通信業(31.5%減)、学術研究、専門・技術サービス業(24.6%減)、宿泊業、飲食サービス業(8.3%減)などであった。

(4) 就職件数は、3,136件で前年同月比11.6%減少した。内訳は、一般が1,732件で同13.4%減少、パートは1,404件で同9.3%減少した。雇用保険受給者の就職件数は、796件で同6.8%減少した。

求人・求職・求人倍率の推移



注：月別の数値は季節調整値である。なお、平成25年12月以前の数値は、平成26年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。